

第一薬科大学大学院 学則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 本大学院は、建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を教育理念とし、薬学の学術理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与するとともに、漢方薬と西洋薬を組み合わせる「統合医療」を進化、発展させることにより医療・福祉の向上に貢献することを目的とする。

(自己点検・評価)

第 2 条 本大学院は、第 1 条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、教育研究水準の向上を図るものとする。
2 自己点検・評価に関する規程は別に定める。

第 2 章 薬学研究科

(薬学研究科)

第 3 条 本大学院に薬学研究科（以下「研究科」という。）を置く。
2 研究科に薬学専攻博士課程（以下「博士課程」という。）を置く。

(博士課程の目的)

第 4 条 「薬」に関する深い専門的知識・技術を身につけ、基礎薬学及び臨床薬学に関する研究活動を自立して遂行し、新たな課題を見出して、それに取り組むことができる高度な研究能力を有するとともに、最新の研究機器と最先端技術を駆使して西洋薬及び「補完・代替医療」の中核となる漢方薬や伝統薬の作用機序を解明する研究を通して、「統合医療」を実践できる薬学教育者あるいは薬学研究者の育成を目的とする。

(収容定員)

第 5 条 研究科の入学定員、収容定員は次のとおりとする。
2 入学定員 2 名
3 収容定員 8 名

第 3 章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第 6 条 博士課程の修業年限は 4 年とする。ただし、学長は研究科委員会からの提言に基づいて、修業年限未滿の学位修得を認めることがある。
ただし、単位取得満了で本大学院を退学した者については、退学後 2 年以内に「学位授与認定に関する規定」に定める修了要件を満たした場合に、学位審査を申請することができるものとする。

(学 年)

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第8条 学年を分けて次の2期とする。ただし、学長が教育上必要と認める場合は、この期間を変更することができる。

前 期 4月1日から9月15日まで

後 期 9月16日から翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 授業を行わない日は原則として次のとおりとする。ただし、国民の祝日および学園創立者記念日には式典または記念行事を行うことがある。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律78号）に規定する休日

学園創立者記念日（10月20日）

2 次の期間は授業を休止する。（特に示す期間を除く）

春季休業 2月上旬から3月31日まで

夏季休業 8月中旬から9月15日まで

冬季休業 12月下旬から翌年1月上旬まで

3 前2項の規定にかかわらず必要に応じて臨時に授業を休止し、または行うことができる。

第 4 章 教育方法、履修方法等

(教育方法)

第10条 本大学院の教育は、授業科目及び学位論文の作成等に関する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 研究科委員会は、教育上有益と認めるときは、あらかじめ協議のうえ、学生が他の大学院もしくは研究所等において必要な講義及び研究指導を受けることを認めることがある。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(博士課程の修了要件)

第11条 博士課程の修了要件は、大学院に原則として4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、本大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(授業科目)

第12条 本大学院研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別紙1のとおりとする。ただし、研究科委員会の意見を聴いて学長が一部変更することができる。

(メディアを利用して行う教育)

第13条 教育上必要と認めるときは、前条の授業科目についてあらかじめ指定した日時にメディアを活用することにより、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。
ただし、通信方式については同時双方向または、オンデマンド型によるものとする。

第5章 単位認定、課程修了、学位

(単位認定)

- 第14条 履修授業科目の修了の認定は、筆記または口述による試験およびその他適当な方法による。
- 2 前項試験等の成績は、秀、優、良、可及び不可の5種をもって表し、秀、優、良、可を合格、不可を不合格とする。合格した授業科目については、その授業科目の単位を与える。不合格の授業科目については、再試験を行うことがある。
 - 3 本大学院に入学する前に他の大学院において修得した単位は、10単位を超えない範囲内で、本大学院で修得したものとして認定することができる。
 - 4 本大学院に入学する前に他の大学院の科目等履修生として修得した単位は、10単位を超えない範囲内で、本大学院で修得したものとして認定することができる。

(学位論文の評価)

第15条 学位論文は、専門分野における深い学識と研究能力を証示するに足りるものをもって合格とし、かつ、公開するものとする。

(学位論文の審査および最終試験)

- 第16条 学位論文の審査および最終試験は、研究科委員会において選出された論文審査委員が行う。
- 2 最終試験は、学位論文を中心にして、これに関連のある科目について口頭または筆記により行う。
 - 3 学位論文の審査及び最終試験にあたっては、他大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。
 - 4 学位論文及び最終試験についての合格又は不合格の判定は、研究科委員会が論文審査員の報告に基づいて行う。

(課程修了の認定)

- 第17条 博士課程の修了は第11条に定められた要件を満たした者について、これを認定する。
- 2 課程修了は、研究科委員会が審議に基づいて認定し、その結果を学長に報告する。

(学位の授与)

第18条 本大学院において、博士課程の修了を認定された者に対しては、博士(薬学)の学位を授与する。

第 6 章 入学、再入学、編入学、転入学

(入学の時期)

第 19 条 本大学院の入学の時期は、原則として学年始めとする。

(入学資格)

第 20 条 本大学院に入学できる者は、次の各号の何れかに該当する者でなければならない。

- 1 大学の薬学部（標準年限を 6 年とする課程）を卒業した者
- 2 大学の医学部、歯学部、獣医学部（標準年限を 6 年とする課程）を卒業した者
- 3 理工系大学大学院の修士課程を修了した者
- 4 外国において、学校教育における 18 年の課程（最終の課程は薬学、医学、歯学又は獣医学）を修了した者
- 5 文部科学大臣の指定した課程を修了した者
- 6 その他、本大学院において、個別の資格審査により、大学の薬学部、医学部、歯学部、獣医学部（標準年限を 6 年とする課程）を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(社会人の入学)

第 21 条 社会人として博士課程に入学できる者は、企業等に所属し、入学後も引き続きその身分を有する者で、第 20 条の何れかに該当する者とする。

(入学者の選考)

第 22 条 本大学院に入学を志願する者は、所定の手続きにより願い出なければならない。

- 2 入学者の選考は、研究科委員会の意見を聴いて学長が決定する。
- 3 選抜方法、時期等については、別に定める。

(再入学)

第 23 条 本大学院への再入学を願い出た場合、研究科委員会の意見を聴いて学長が相応年次に再入学を許可することがある。ただし、懲戒による退学者については適用しない。

- 2 再入学の時期は、学年の始めとする。
- 3 再入学後の在学年限は、退学前の在学年限を通算して、第 6 条に規定する在学年限を超えることができない。

(転入学)

第 24 条 他の大学院に 1 年以上在学し、本大学院に転入学を希望する者があるときは、研究科委員会の意見を聴いて学長が転入学を許可することがある。

- 2 転入学の時期は原則として学年始めとする。

(入学、再入学、転入学を許可された者の手続)

第 25 条 入学、再入学、転入学を許可された者は、所定の期日までに、所定

の納付金を納め、保証人連署の誓約書、入学資格に関する証明書等の書類を提出しなければならない。

- 2 学長は、所定の期日までに 前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(入学、再入学、転入学の取消)

第26条 入学、再入学、転入学を許可された者が正当な事由なくして所定の期日までに前条の手続きが完了しないときは、その許可を取り消す。

第7章 休学、復学、転学、留学、退学及び復籍

(休学)

第27条 病気またはその他特別の事由のため引続き2か月以上修学不能で休学を希望する者は、所定の手続きにより願い出て、学長の許可を得なければならない。

- 2 学長は研究科委員会の意見を聴いて、休学を許可する。

(休学期間)

第28条 休学は1年を超えることができない。ただし、特別の事情のある場合に限り、引き続き休学を許可することがある。

- 2 休学の期間は通算して4年を超えてはならない。
- 3 休学の期間は第6条の在学期間には算入しない。

(復学)

第29条 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学長の許可を得て、復学することができる。

- 2 復学の時期は学年始め、もしくは学期の始めとする。

(転学・留学)

第30条 本大学院の学生が転学または留学を希望する場合、所定の手続きにより願い出て、学長の許可を得なければ、他の学校へ入学(転入学を含む)を出願することができない。

- 2 外国の大学院等で修学することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。
- 3 前項の許可を得て留学した期間は、第6条に定める修業年限に含めることができる。
- 4 外国の大学院等で修得した単位の認定については、第14条の規定を準用する。

(退学)

第31条 学生が退学しようとするときは、所定の手続きにより願い出て、学長の許可を得なければならない。

(復籍)

第32条 第46条3項の規定により本大学院を除籍になった者が、除籍後2

年以内に未納分の学納金を本大学院に収めた場合、研究科委員会の意見を聴いて学長が復学（以下「復籍」という。）を許可することがある。

2 復籍の時期は、学年始めとする。

第 8 章 科目等履修生、委託生、研究生、留学生

（科目等履修生）

第 33 条 本大学院の授業科目の一部について、本大学院の学生以外の者で、授業科目の履修を志望する者があるときは、正規の学生の授業および研究に妨げのない限り、研究科委員会の意見を聴いて学長が大学院科目等履修生として修学を許可することがある。

2 大学院科目等履修生に対し、その試験に合格した場合、当該授業科目の単位を与えることができる。

（委託生）

第 34 条 他大学、官庁または公共機関から本大学院の特定科目について研究指導の委託の願いがあるときは、本大学院の教育および研究に妨げのない限り、選考のうえ委託生として学長がこれを許可することがある。

（研究生）

第 35 条 本大学院において、特殊の事項について研究を希望する者があるときは、教育及び設備に差支えない限り、選考のうえ研究生として学長がこれを許可することがある。

（留学生）

第 36 条 第 20 条に定める資格を持ち、かつ、外国公館の証明のある外国人に対しては、選考のうえ、学長が入学を許可することがある。

2 入学許可を受けた留学生には、本大学院の正規の学生としてすべての条項を適用する。

第 9 章 検定料、入学金、学生納付金等及び試験料

（検定料）

第 37 条 入学、再入学及び転入学を志願する者は、別紙第 2 による検定料を納付しなければならない。

（入学金）

第 38 条 入学を許可された者は、別紙第 2 による入学金を納付しなければならない。

（学生納付金）

第 39 条 学生納付金は授業料とし、学生は在学期間中、別紙第 2 による金額を納付しなければならない。

第 40 条 科目等履修生、委託生及び研究生については、別紙第 3 による金額

を納付しなければならない。

第41条 納付金の徴収期において、納付困難な場合は、その都度、学長に猶予を願い出てその許可を得なければならない。

2 猶予の期間は3か月以内とする。ただし、その年度を越すことはできない。

(休学期間の学納金)

第42条 学生が休学の許可を受けた場合は、学納金に代えてその休学期間中の在籍料として、別紙第2による金額を納付しなければならない。ただし、特別の事由がある場合には、学長が在籍料を減免することが出来る。

(退学、除籍及び停学の場合の学納金)

第43条 学生が退学または除籍の場合は、その納期に属する学費は、納付しなければならない。

2 学生が停学を命ぜられた場合は、その停学期間中の学納金は徴収する。

(試験料)

第44条 追試験及び再試験を受験する者は、別紙第4による試験料を納付しなければならない。

第45条 既納の検定料、入学金はいかなる事由があっても返還しない。

第10章 除籍、賞罰

(除籍)

第46条 学生が、次の各号に該当したときは、研究科委員会の意見を聴いて、学長がこれを除籍する。

- 1 第6条に定める在学できる期間を超える者
- 2 第28条第2項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者
- 3 猶予の許可なく授業料その他納入金を滞納し、または猶予期間が経過してもこれを納付しない者
- 4 死亡または、学年歴を超えて等、長期間行方不明の者

(表彰)

第47条 学生が、他の模範となる行為のあった場合、研究科委員会の意見を聴いて学長はこれを表彰することがある。

(懲戒)

第48条 学生が、学則及び諸規程に背き学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為があったとき、研究科委員会の意見を聴いて学長が懲戒措置を行う。

- 2 懲戒措置は謹慎、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の1に該当する学生に行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

- (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の事由がなくて出席が常でない者
- (4) 本大学院の秩序を乱した者
- (5) その他、学生の本分に反した者

第 11 章 職 員 組 織

(職員組織)

- 第 49 条 本大学院の研究指導は、本大学院に属し、資格を有する教員が担当する。
- 2 本大学院の教員資格に関する審査については、別に定める。
 - 3 本大学院に研究科長を置く。研究科長は大学院に関する校務をつかさどる。

(研究科委員会)

- 第 50 条 本大学院の教育研究に関する重要事項を審議し、学長に対し意見を述べるために研究科委員会を置く。
- 2 研究科委員会の組織、運営、大学院教員資格等に関し必要な事項は、別に定める。

(事務職員の配置)

- 第 51 条 本大学院に事務職員を置く。

第 12 章 雑 則

(本大学学則の準用)

- 第 52 条 本学則で規定のない事項のうち必要な事項については、本大学学則の規定を準用する。

(学則の改正)

- 第 53 条 本学則の改正は、理事会の承認を得て行い、設置者がこれを文部科学大臣に届け出るものとする。

(附 則)

- 1 この学則は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

1 授業科目表及び単位

区分	科 目	配当年次	単 位 数	
			必 修	選 択
共通 科目	研究倫理特論	1 年次前期	1	
	漢方薬特論	1 年次前期	1	
	統合医療特論	1 年次後期	1	
	大学院特別講義	1～2 年次通年	1	
	薬学演習	1～4 年次通年	4	
	課題研究	1～4 年次通年	18	
基礎 薬学 領域 科目	創薬化学特論	1 年次前期		1
	分子薬理学特論	1 年次前期		1
	医薬機器分析学特論	1 年次後期		1
	天然物創薬化学特論	2 年次前期		1
	代謝制御学特論	2 年次前期		1
	分子病態解析学特論	2 年次後期		1
	生体物理化学特論	2 年次後期		1
臨床 薬学 領域 科目	臨床衛生薬学特論	1 年次前期		1
	臨床生薬学特論	1 年次前期		1
	臨床応用薬理学特論	1 年次後期		1
	臨床薬物治療学特論	1 年次後期		1
	臨床薬剤設計学特論	2 年次前期		1
	臨床薬物動態学特論	2 年次前期		1
	臨床薬物送達学特論	2 年次後期		1
地域医療薬学特論	2 年次後期		1	

2 履修方法

大学院に 4 年以上在学し、必修科目 26 単位および選択科目 4 単位以上、合計 30 単位以上を修得しなければならない。但し、選択科目については所属領域以外から 1 単位以上を、また、所属領域から修得選択単位数合計の半分以上を選択しなければならない。

別紙第 2

学生納付金

項 目	金 額	備 考
入学検定料	30,000 円	
入学金	400,000 円	(注)
授業料	900,000 円	
在籍料	200,000 円	

(注) 本大学学部卒業生は、入学金を免除する。

別紙第 3

科目等履修生等納付金

項目	納付金額
科目等履修生	1 科目につき月額 10,000 円 (半期ごと 60,000 円一括徴収)
委託生	
研究生	1 件につき年額 200,000 円

別紙第 4

試験料

項 目	納付金額
追試験料	1 科目につき 1,000 円
再試験料	1 科目につき 3,000 円